



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第97号 令和元年10月8日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
435	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
436	徳島県指定有形文化財を指定する件	スポーツ・文化局 文化資源活用課
437	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

【内水面漁場管理委員会指示】

番号	表題	担当課名
1	全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
2	押網を船舶に積載することを禁止する件	
3	水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する件	

徳島県告示第四百三十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機（万代庁舎）ほか一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和元年八月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社トクジム
徳島市三軒屋町東八 番地三
- 五 落札金額
○・七七円（コピーセンター複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価）
五・二八円（コピーセンター複写機のカラー複写片面一枚当たりの単価）
○・七七円（複写室複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和元年六月十四日

徳島県告示第四百三十六号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第八条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定有形文化財に指定する。

令和元年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者
有形文化財 （歴史資料）	板東俘虜収容所関係 資料	二九九件 三〇四点	鳴門市大麻町桧東 山田五五番地二 鳴門市ドイツ館	鳴門市
		七件 一〇点	徳島市八万町向寺 山文化の森総合公 園内 徳島県立文書館	徳島県

徳島県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町 芳崎土地改良区	令和元年九月十二日

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百二十条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和元年十月八日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

一 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県内水面漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第三十一条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年十月八日から令和二年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第三十七条第四号に規定する漁具）以下「当該漁具」という。）を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和元年十月八日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

令和元年十二月十五日から令和二年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所
氏名 印

令和元年10月8日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第2号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

- 1 押網漁具を船舶に積載する理由(具体的に記載のこと。)
- 2 積載予定期間
- 3 航行予定区域
- 4 届出の対象船舶等
 - (1)船名
 - (2)漁船登録番号, 船舶検査済票の番号又は船舶番号
 - (3)総トン数又は船舶の長さ
 - (4)船舶所有者の住所, 氏名
 - (5)運航責任者の住所, 氏名
 - (6)押網漁具の所有者の住所, 氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次の区域及び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。

令和元年十月八日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

一 禁止する区域

- 1 吉野川のうち阿波市吉野町西条字東須賀地先の左岸国土交通省距離標二十・六キロメートル地点から距離標二十一・〇キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 2 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 3 那賀川のうち阿南市上中町中原地先の国土交通省距離標六・四キロメートル地点から距離標六・六キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 4 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 5 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メートルの地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域

二 禁止する期間

吉野川

令和元年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

令和元年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

令和元年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

令和元年十一月十一日から同月三十日まで